



今日は楽しいピクニック

V その他

の拡充を図るとともに、子育て広場の確保の推進、「家庭教育ふれあいネットワーク」の養成などに努める。

県及び市町村においては、上記の措置を講ずる上で必要な財政措置を行う必要がある。その際、国の各種補助事業及び学校週5日制に係る地方交付税措置の活用を図る。

「平成4年度における学校週5日制の実施方針(案)」について（ポイント）

○学校運営に関すること

- ①教育水準の維持（休業土曜日の授業内容・時数の確保）
- ②学習指導の改善充実
- ③生活指導の改善充実
- ④開かれた学校づくりの推進
- ⑤教員は勤務不要日（ただし、地域社会の一員として適切に対応）
- ⑥家庭や地域社会に対する普及啓発の実施

主として各学校において対応

県・市町村教育委員会及び各学校において対応

○地域社会活動に関すること

- ①児童生徒の活動機会の拡充（社会教育施設等における関係事業の推進など）
- ②指導者の確保・養成及び各種地域活動に関する情報提供の充実
- ③学校施設開放の推進（幼稚園、小学校低学年、盲・聾・養護学校の子供については、休業土曜日に指導員配置）
- ④各種公共施設・民間施設の活用
- ⑤地域の環境整備と教育力の充実
- ⑥問題行動の防止・過度の学習塾通いへの適切な配慮
- ⑦P T A活動の活性化

県・市町村教育委員会において対応

関係部局・企業等に対して協力要請

関係者に対して協力要請

○家庭教育の在り方に関すること

- ①親の役割の重要性、子供の家庭生活の在り方、家族の触れ合いの場の設定等について、各家庭が考えることを期待
- ②行政上の支援（家庭教育関連事業）の推進

各家庭に対して普及啓発

県・市町村教育委員会において対応



学校週5日制対応事業計画の策定・実施